



# 島根県報

平成18年 6 月 6 日 (火)  
第 1,783 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

平成18年 6 月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 害 者 福 祉 課)	3
保安林予定森林 ( 5 件 )	(森 林 整 備 課)	3
保安林の指定施業要件の変更	( " )	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(経 営 支 援 課)	6
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	7
道路の供用開始	( " )	8
<b>公 告</b>		
基本測量の実施	(用 地 対 策 課)	8
<b>教委規則</b>		
市町村立学校の教職員の分限の手續に関する規則の一部を改正する規則	(義 務 教 育 課)	9

## 告 示

### 島根県告示第647号

地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第101条第 1 項の規定に基づき、平成18年 6 月16日定例県議회를松江市に招集するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 6 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県告示第648号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 6 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 杵柄	松江市上本庄町572番地3	通所介護	デイサービス きねづか	松江市上本庄町572番地3	平成17年 5月23日
有限会社 アミーゴ島根	松江市宍道町佐々布2130番地1	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム雲南・ゆりさわ	雲南市三刀屋町伊萱40-6	平成18年 4月25日
有限会社 アミーゴ島根	松江市宍道町佐々布2130番地1	通所介護	デイサービス だんだん	雲南市三刀屋町伊萱40-6	平成18年 4月25日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北1番地	認知症対応型 共同生活介護	隠岐の島町認知症高齢者グループホームみのりの家	隠岐郡隠岐の島町都万2472番地3	平成18年 4月27日
土江建材 ウェル・ビーイング有限会社	大田市久手町波根西425番地3	福祉用具貸与	土江建材 ウェル・ビーイング有限会社	大田市久手町波根西425番地3	平成18年 6月1日

島根県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年6月6日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	居宅介護支援事業	隠岐の島町布施居宅介護支援事業所	隠岐郡隠岐の島町布施642番地1	平成18年 3月31日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北1番地	通所介護	中条デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町原田390番地3	平成18年 3月31日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北1番地	通所介護	中村デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町中村1557番地1	平成18年 3月31日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北1番地	通所介護	岬町デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四302	平成18年 3月31日

島根県告示第650号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年6月6日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 やすぎ福祉会	短期入所生活介護	ソレイユショートステイあらしま	安来市荒島町1734番地	平成18年 6 月 1 日

島根県告示第651号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 6 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 サン・リンク	通所介護	デイサービス 陽恵苑	松江市馬潟町104番地 1	平成18年 5 月25日
	介護予防通所介護			

島根県告示第652号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により告示する。

平成18年 6 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療 の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
都医院	浜田市治和町口511番地 1	精神通院医療	平成18年 4 月 1 日
杉原クリニック	安来市南十神19 - 9	精神通院医療	平成18年 5 月 1 日
荘原中央薬局	簸川郡斐川町荘原町2192 - 3	精神通院医療	平成18年 5 月 1 日
ウォンツ薬局 益田乙吉店	益田市乙吉町イ102番地 1	精神通院医療	平成18年 5 月 1 日
ファーマシィ ひかわ薬局	簸川郡斐川町直江町4987 - 3	精神通院医療	平成18年 5 月 1 日
有限会社みはし薬局	浜田市相生町3946	精神通院医療	平成18年 5 月 1 日
きらら薬局	出雲市神西沖町2072番地 1	精神通院医療	平成18年 5 月 1 日
有限会社つくし薬局	出雲市里方町864番地 2	精神通院医療	平成18年 5 月 1 日
エイト薬局	雲南市大東町飯田92 - 7	精神通院医療	平成18年 5 月 1 日

島根県告示第653号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 6 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市東長江町字竹ノ奥1115、字朝日下1121、1122、秋鹿町字カジヤ5270から5273まで、5274 - 1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第654号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市十六島町字西ノ奥159、159 - 1、160、161、162、162続1、163から166まで、166続1、166続2、167から176まで、177 - 1、177 - 2、178、178続1、179から183まで、184 - 1、184 - 2、185から190まで、192、194から198まで、216続1、218、220、221、221 - 1、222、223 - 1、223 - 2、1399 - 2、1399 - 4、1400、1400 - 1、1401、1403 - 1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第655号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川内494、494 - 1、495から498まで、784から789まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第656号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 6 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町上川戸650 - 5、650 - 6、650 - 7、652、653、654 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第657号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 6 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行454 - 2、454 - 17、1133

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第658号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年6月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村木椈谷788-1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第659号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

浜田ショッピングプラザ一番街 島根県浜田市浅井町86番地20

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ステーションプラザ 代表取締役 戸津川 寛 島根県浜田市浅井町86番地20

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,936平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 廃止する年月日

平成18年6月5日

2 届出年月日  
平成18年 5 月24日

島根県告示第660号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 6 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	314号	雲南市木次町西日登2298番16地先から同地先まで	前	メートル 22.80 ~ 23.60	メートル 3.00	雲南県土整備事務所 標識整備工事 拡幅
			後	24.60 ~ 25.40	3.00	
"	432号	松江市古志原 6 丁目19番32地先から同19番18地先まで	前	7.00 ~ 7.95	160.00	松江県土整備事務所 市道取付工事 拡幅
			後	15.50 ~ 34.00	160.00	
県 道	八重垣神社線	松江市佐草町字三反田192番 2 地先から同地先まで	前	25.00 ~ 29.50	51.00	不用物件発生 減幅 払い下げ
			後	16.00 ~ 29.50	51.00	
"	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野二2086番 2 地先から同911番 1 地先まで	前	4.00 ~ 14.00	255.00	道路改良工事 拡幅
			後	12.00 ~ 45.00	265.00	
"	"	浜田市三隅町井野二911番 1 地先から同963番 1 地先まで	前 A	4.00 ~ 8.00	136.00	浜田県土整備事務所 道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			A	4.00 ~ 8.00	136.00	
			後 B	14.00 ~ 44.00	45.00	
"	"	浜田市三隅町井野二963番 1 地先から同2273番 5 地先まで	前	4.00 ~ 20.00	112.00	道路改良工事 拡幅
			後	30.50 ~ 50.00	110.00	
"	出雲空港線	簸川郡斐川町大字莊原町239番 1 地先から同大字11番地先まで	前	6.30 ~ 8.20	186.00	道路改良工事 拡幅
			後	12.00 ~ 14.00	185.00	

"	"	簸川郡斐川町大字莊原町11番地先から同大字48番1地先まで	前	A	6.00~ 7.80	120.00	出雲県土整備事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
		簸川郡斐川町大字莊原町11番地先から同大字48番1地先まで	後	A	6.00~ 7.80	120.00		
		簸川郡斐川町大字莊原町11番地先から同大字53番地先まで		B	12.00~ 28.00	260.00		

島根県告示第661号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年6月6日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	雲南市木次町西日登2298番16地先から同地先まで	メートル 3.00	平成18年 6月6日	雲南県土整備事務所	
"	431号	松江市殿町26番2地先から同町27番5地先まで	8.50	平成18年 6月6日	松江県土整備事務所	
県道	松江鹿島美保関線	松江市殿町27番2地先から同町26番2地先まで	7.00	平成18年 6月6日		
"	"	松江市殿町21番1地先から同町19番1地先まで	19.00	平成18年 6月6日		
"	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野二2086番2地先から同913番1地先まで	219.00	平成18年 6月6日	浜田県土整備事務所	

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年6月6日

島根県知事 澄田信義

1 作業種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量及び特定地域高精度三次元測量）

2 作業期間

平成18年6月12日から平成19年1月31日まで

3 作業地域

松江市

浜田市

出雲市

益田市  
大田市  
安来市  
江津市  
八束郡東出雲町  
簸川郡斐川町  
鹿足郡津和野町  
鹿足郡吉賀町

## 教 育 委 員 会 告 示

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6 月 6 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第22号

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（医師の指定）

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定により指定する医師のうち 1 名は、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する医療機関又は医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の医師でなければならない。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（休職期間の通算）

第 3 条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた職員が、条例第 4 条第 3 項の規定により復職した後 1 年以内に、再び同一の負傷又は疾病のため同号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その者の休職期間は、当該復職前後の休職の期間を通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でないとして島根県教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

